

令和2年度

第1回五泉市国民健康保険運営協議会議案書

参考資料

	頁
1. 五泉市国民健康保険税条例新旧対照表	1
2. 国民健康保険税の収納状況	8
3. 療養諸費及び高額療養費の推移	9
4. 被保険者数の推移	10
5. 平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移	11
6. 疾病中分類（119項目）別の件数、費用額の上位20疾病	12
7. 決算状況調べ	14



議第37号 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条・第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>第4条～第14条の6及び第14条の7 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超え</p>	<p>第1条・第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>第4条～第14条の6及び第14条の7 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超え</p>

る場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

第15条の2～第21条 (略)

附 則

1～6 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第

る場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

第15条の2～第21条 (略)

附 則

1～6 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第

2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

9～17 (略)

2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

9～17 (略)

議第42号 五泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>4 <u>給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>5 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)</u>の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p>

の30分の1に相当する金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(加える。)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

(加える。)

7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

8 前項に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

(加える。)

9 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(加える。)

議第48号 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</u></p> <p><u>18 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険税(資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第17条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)</u></p>	<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>(加える。)</p>

の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が、  
1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。

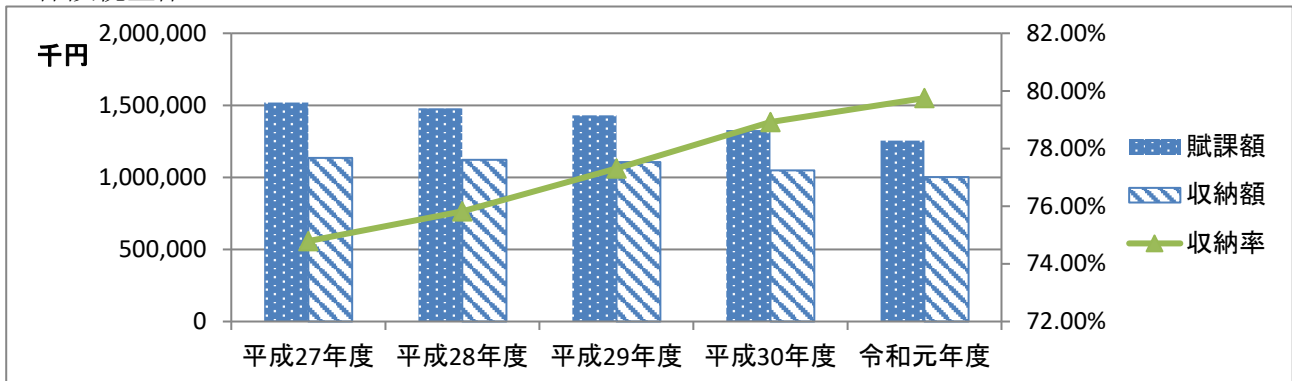
19 前項の場合における第17条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

（加える。）



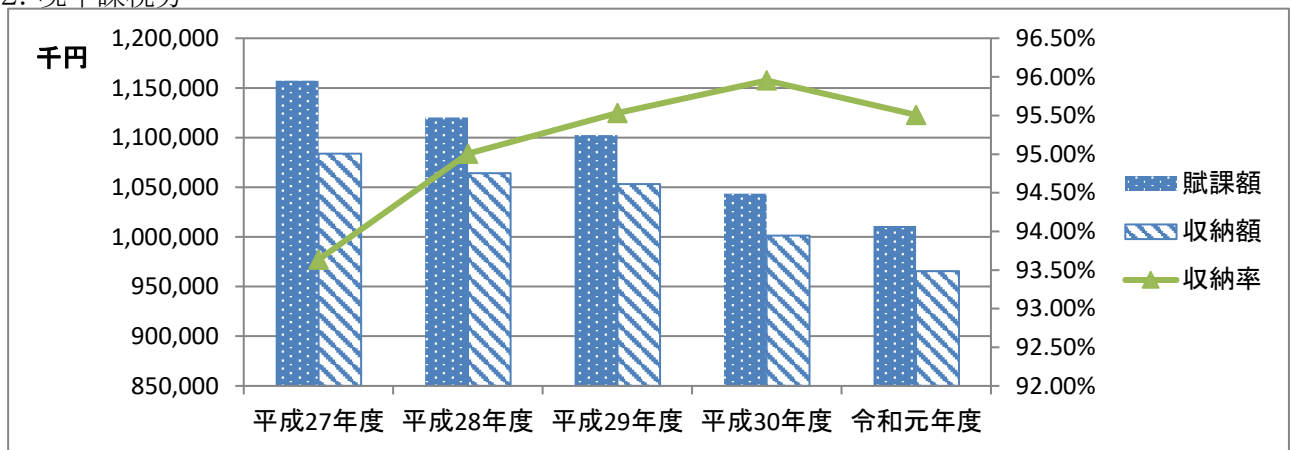
# 国民健康保険税の収納状況（一般被保険者＋退職被保険者等）

## 1. 保険税全体



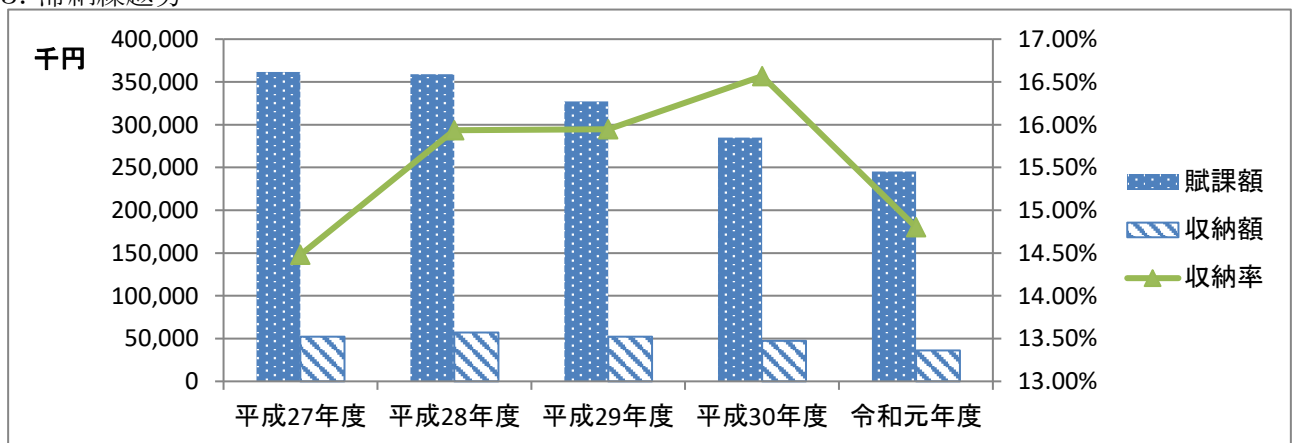
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
賦課額	1,518,968,699	1,479,187,058	1,429,639,129	1,328,540,685	1,256,116,609
収納額	1,136,039,556	1,121,485,006	1,105,333,300	1,048,466,717	1,001,756,272
収納率	74.79%	75.82%	77.32%	78.92%	79.75%

## 2. 現年課税分



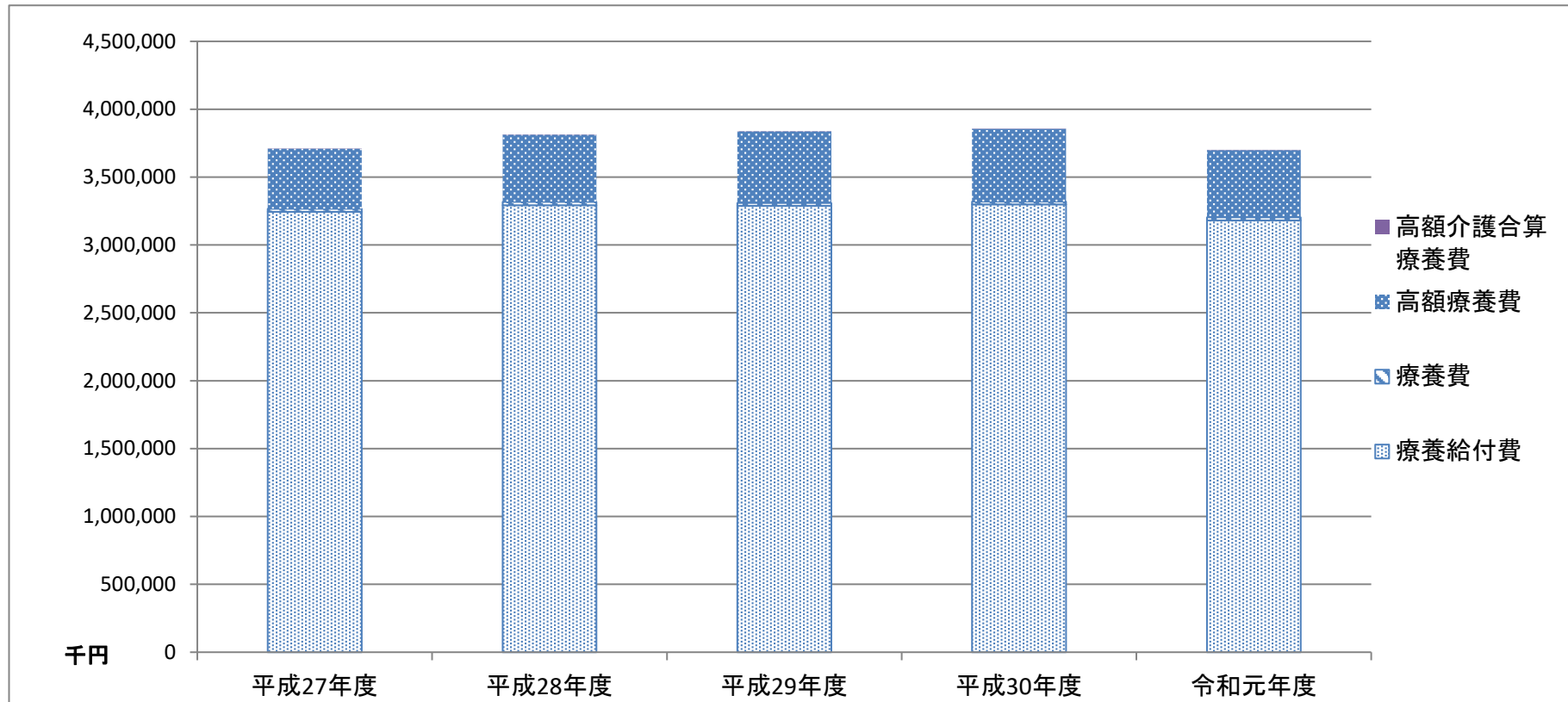
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
賦課額	1,157,356,900	1,120,201,600	1,102,397,000	1,043,456,800	1,010,890,800
収納額	1,083,678,692	1,064,277,268	1,053,145,261	1,001,233,922	965,460,084
収納率	93.63%	95.01%	95.53%	95.95%	95.51%

## 3. 滞納繰越分



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
賦課額	361,611,799	358,985,458	327,242,129	285,083,885	245,225,809
収納額	52,360,864	57,207,738	52,188,039	47,232,795	36,296,188
収納率	14.48%	15.94%	15.95%	16.57%	14.80%

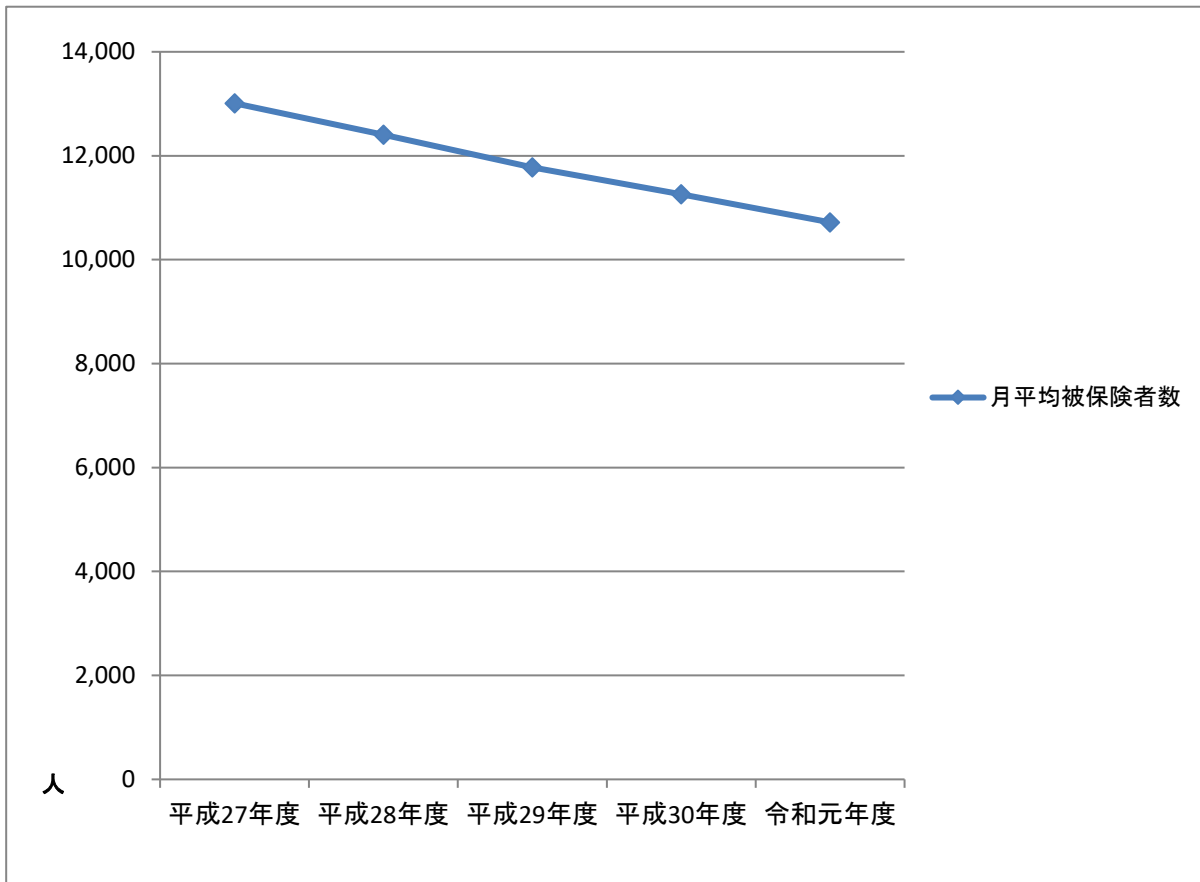
### 療養諸費及び高額療養費の推移（一般被保険者＋退職被保険者等）



単位:円

年度	療養給付費		療養費		高額療養費		高額介護合算療養費		合計	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
平成27年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
平成28年度	101.5%	97.0%	112.3%	104.3%	106.1%	55.1%	102.8%			
平成29年度	99.9%	85.9%	106.1%	154.6%	100.6%					
平成30年度	100.3%	107.9%	101.3%	55.1%	100.5%					
令和元年度	96.5%	96.8%	93.0%	521.6%	96.0%					

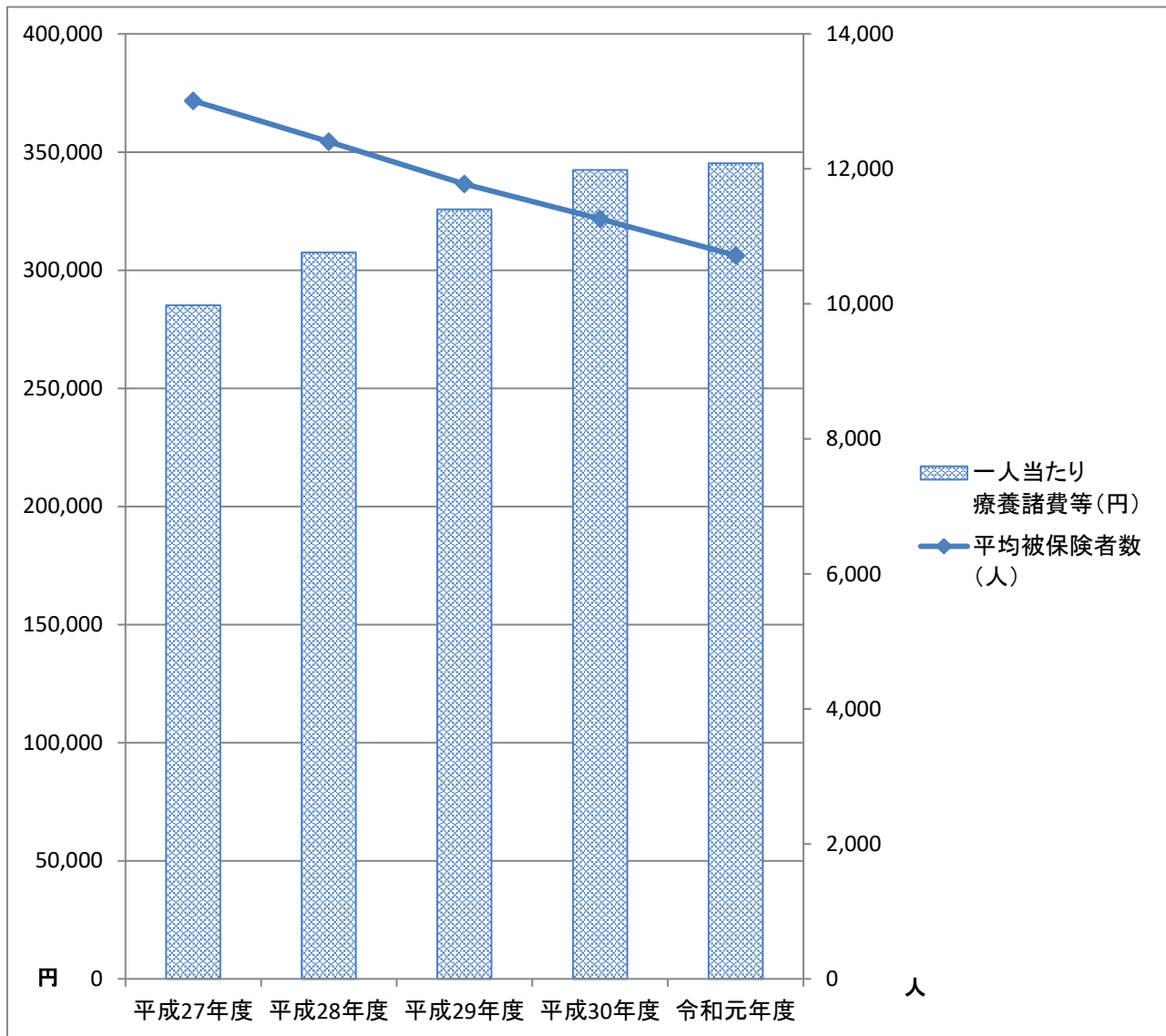
## 被保険者数の推移（一般被保険者＋退職被保険者等）



単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3月	13,337	12,654	11,997	11,487	10,910
4月	13,330	12,725	12,010	11,583	10,968
5月	13,190	12,655	11,907	11,416	10,892
6月	13,124	12,585	11,879	11,339	10,827
7月	13,074	12,509	11,811	11,357	10,768
8月	12,966	12,440	11,792	11,263	10,717
9月	12,915	12,383	11,709	11,234	10,676
10月	12,907	12,288	11,674	11,153	10,638
11月	12,844	12,201	11,635	11,111	10,600
12月	12,863	12,210	11,676	11,096	10,602
1月	12,824	12,153	11,668	11,088	10,561
2月	12,744	12,063	11,584	10,980	10,468
年間被保険者数	156,118	148,866	141,342	135,107	128,627
月平均被保険者数	13,010	12,406	11,779	11,259	10,719
前年度比	—	95.4%	94.9%	95.6%	95.2%

## 平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移 (一般被保険者+退職被保険者等)

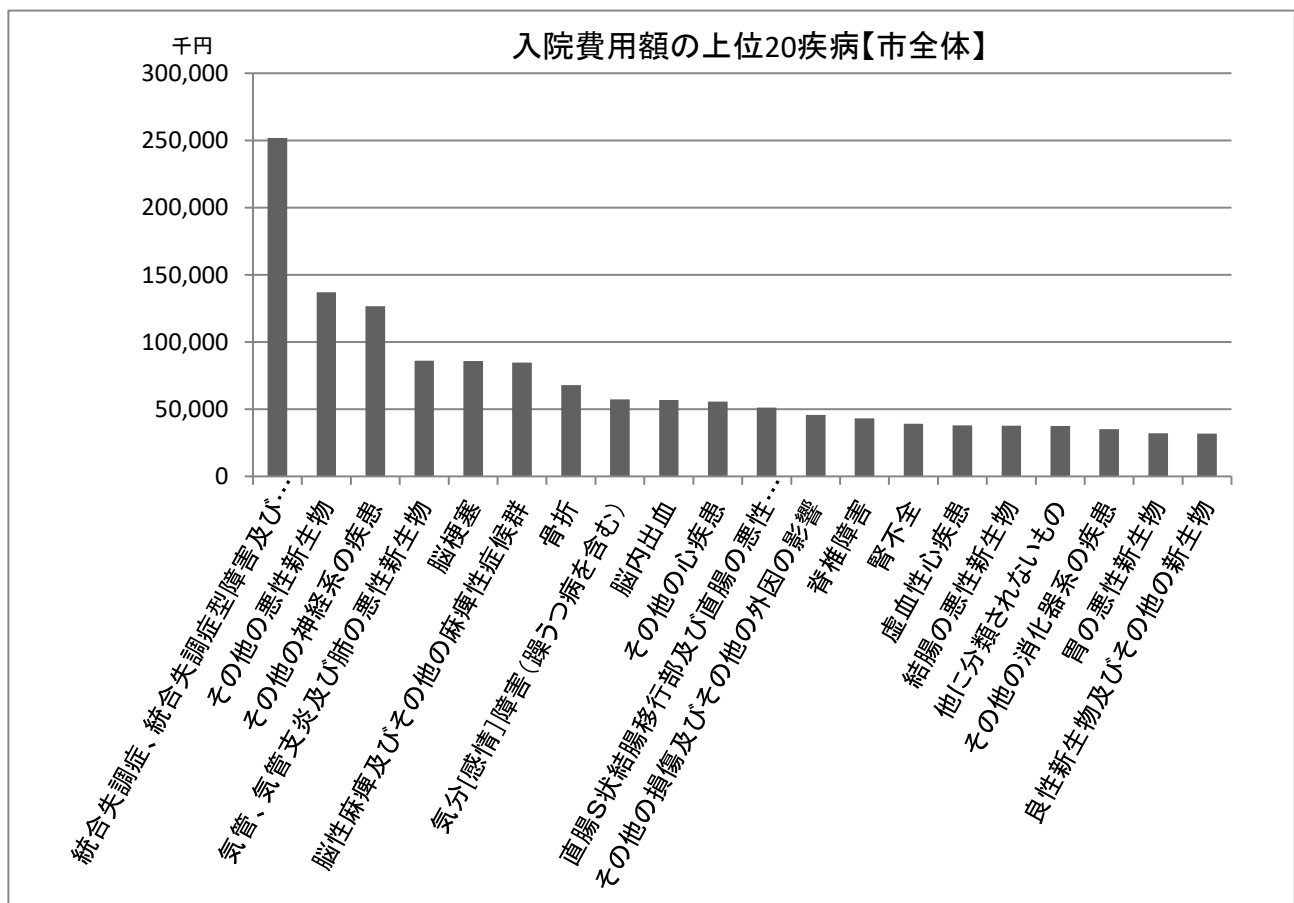


	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
療養諸費等(円)	3,709,805,730	3,813,771,877	3,837,426,472	3,854,725,882	3,700,075,293
平均被保険者数(人)	13,010	12,406	11,779	11,259	10,719
一人当たり療養諸費等(円)	285,154	307,426	325,799	342,371	345,191
対前年度比	—	107.8%	106.0%	105.1%	100.8%

## 疾病中分類（119項目）別の件数、費用額の上位20疾病

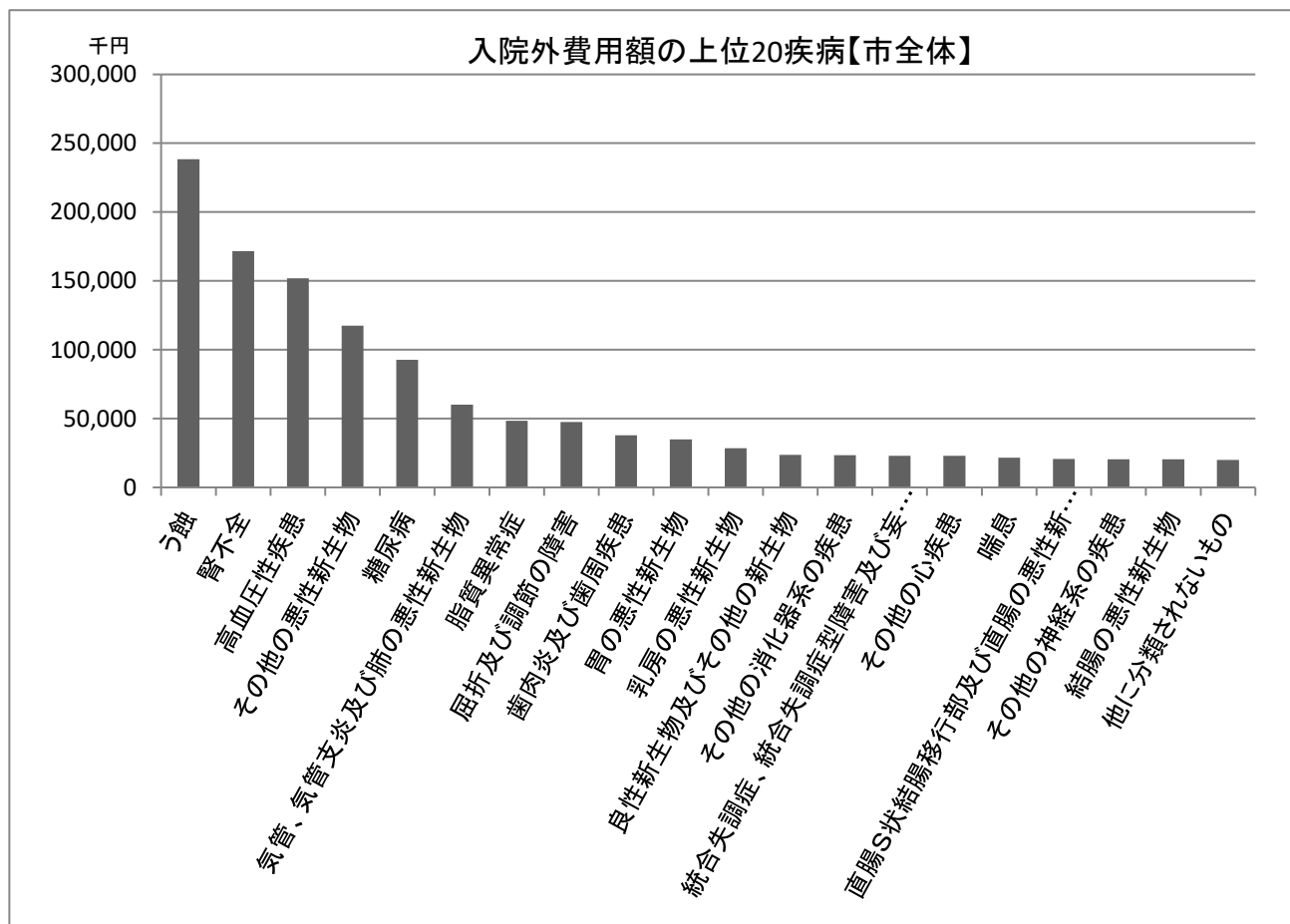
### 1. 入院の件数、費用額の上位20疾病とその割合【市全体】

件数				費用額			
順位	疾病分類項目	件数	割合	順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	555	18.0%	1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	251,843,084	13.5%
2	その他の悪性新生物	224	7.3%	2	その他の悪性新生物	137,050,037	7.4%
3	その他の神経系の疾患	177	5.7%	3	その他の神経系の疾患	126,587,838	6.8%
4	脳梗塞	130	4.2%	4	気管、気管支炎及び肺の悪性新生物	85,990,979	4.6%
5	気分[感情]障害(躁うつ病を含む)	116	3.8%	5	脳梗塞	85,859,349	4.6%
6	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	110	3.6%	6	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	84,591,095	4.5%
7	気管、気管支炎及び肺の悪性新生物	106	3.4%	7	骨折	68,009,157	3.6%
8	骨折	99	3.2%	8	気分[感情]障害(躁うつ病を含む)	57,247,052	3.1%
9	その他の消化器系の疾患	89	2.9%	9	脳内出血	56,829,224	3.0%
10	脳内出血	79	2.6%	10	その他の心疾患	55,700,459	3.0%
11	その他の損傷及びその他の外因の影響	69	2.2%	11	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	51,075,438	2.7%
12	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	65	2.1%	12	その他の損傷及びその他の外因の影響	45,787,375	2.5%
13	結腸の悪性新生物	63	2.0%	13	脊椎障害	43,108,932	2.3%
14	その他の心疾患	61	2.0%	14	腎不全	39,131,861	2.1%
15	良性新生物及びその他の新生物	60	1.9%	15	虚血性心疾患	37,948,488	2.0%
16	その他の呼吸器系の疾患	59	1.9%	16	結腸の悪性新生物	37,737,530	2.0%
17	肺炎	56	1.8%	17	他に分類されないもの	37,541,418	2.0%
18	胃の悪性新生物	55	1.8%	18	その他の消化器系の疾患	35,139,318	1.9%
19	腎不全	52	1.7%	19	胃の悪性新生物	32,181,262	1.7%
20	脊椎障害	51	1.7%	20	良性新生物及びその他の新生物	31,959,204	1.7%



## 2. 入院外の件数、費用額の上位20疾病とその割合【市全体】

件数				費用額			
順位	疾病分類項目	件数	割合	順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	高血圧性疾患	19,188	15.9%	1	う蝕	238,362,340	14.1%
2	う蝕	16,369	13.6%	2	腎不全	171,721,750	10.2%
3	脂質異常症	6,048	5.0%	3	高血圧性疾患	151,815,640	9.0%
4	歯肉炎及び歯周疾患	5,192	4.3%	4	その他の悪性新生物	117,523,990	7.0%
5	糖尿病	5,117	4.2%	5	糖尿病	92,623,220	5.5%
6	屈折及び調節の障害	4,577	3.8%	6	気管、気管支炎及び肺の悪性新生物	60,085,220	3.6%
7	脊椎障害(脊椎症を含む)	2,746	2.3%	7	脂質異常症	48,338,600	2.9%
8	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	2,487	2.1%	8	屈折及び調節の障害	47,607,990	2.8%
9	皮膚炎及び湿疹	2,406	2.0%	9	歯肉炎及び歯周疾患	37,796,310	2.2%
10	気分[感情]障害(躁うつ病を含む)	2,081	1.7%	10	胃の悪性新生物	34,964,960	2.1%
11	関節症	2,040	1.7%	11	乳房の悪性新生物	28,476,430	1.7%
12	その他の消化器系の疾患	1,999	1.7%	12	良性新生物及びその他の新生物	23,626,600	1.4%
13	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,857	1.5%	13	その他の消化器系の疾患	23,535,600	1.4%
14	アレルギー性鼻炎	1,833	1.5%	14	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	23,075,140	1.4%
15	その他の眼及び付属器の疾患	1,787	1.5%	15	その他の心疾患	23,007,490	1.4%
16	白内障	1,759	1.5%	16	喘息	21,494,100	1.3%
17	その他の神経系の疾患	1,708	1.4%	17	直腸S状結腸移行部及び直	20,741,400	1.2%
18	他に分類されないもの	1,667	1.4%	18	その他の神経系の疾患	20,527,060	1.2%
19	喘息	1,656	1.4%	19	結腸の悪性新生物	20,343,780	1.2%
20	その他の損傷及びその他の外因の影響	1,653	1.4%	20	他に分類されないもの	20,034,520	1.2%



## 決算状況調べ

	税率改定		税率改定		単位:円						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
歳入・歳出当初予算額	5,520,419,000	5,702,652,000	5,826,663,000	6,205,213,000	6,215,232,000	6,770,632,000	6,617,124,000	6,474,841,000	5,246,855,000	5,454,270,000	5,619,985,000
歳入決算額	5,667,819,641	5,689,509,985	5,897,299,586	5,932,173,791	5,881,515,729	6,334,174,377	6,290,623,858	6,320,878,097	5,646,283,555	5,623,418,949	
歳出決算額	5,625,998,426	5,769,432,854	5,897,299,080	5,832,166,608	5,880,516,097	6,334,173,495	6,290,623,821	6,164,987,125	5,294,037,120	5,504,547,534	
繰越明許					999,000						

繰越金	41,821,215	△79,922,869	506	100,007,183	632	882	37	155,890,972	352,246,435	118,871,415	
-----	------------	-------------	-----	-------------	-----	-----	----	-------------	-------------	-------------	--

翌年度歳入繰上充用金	—	79,922,869	—	—	—	—	—	—	—	—	
------------	---	------------	---	---	---	---	---	---	---	---	--

法定外繰入金	—	—	105,295,000	0	33,263,000	17,574,000	16,251,000	0	0	△172,383,000	
--------	---	---	-------------	---	------------	------------	------------	---	---	--------------	--

基金保有額	156,430,802	522,052	522,208	522,338	522,468	522,598	522,728	522,788	30,522,830	30,522,890	290,525,427
繰入額	156,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積立額	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000,000	260,000,000	